

本資料は、商品発売に当たって作成された報道機関向け発表資料を転載したものです。

商品ご購入のご検討にあたっては、必ず商品パンフレット・「契約締結前交付書面（契約概要 / 注意喚起情報）」
「ご契約のしおり / 約款」「特別勘定のしおり」などをご覧ください。

2003年8月28日

マニユライフ生命 ユニバーサル型保険の新契約累計10万件の大台を突破 「マニユフレックス」発売開始以来23ヶ月で

マニユライフ生命保険株式会社（本社：東京都調布市、代表執行役社長兼CEO：トレバー・マッシュウズ）の主力商品、ユニバーサル型保険の新契約件数が、このほど累計10万件の大台を突破しました。

ユニバーサル型保険は、貯蓄と保障の機能を明確に分離し、多様で変化する個人・家庭の保障ニーズに柔軟・自在に対応でき、ご契約者のニーズに応じた合理的な保険料設定とできるのが大きな特長です。

“保険料は必要な保障分に見合った合理的なものにしたい”、“加入後も、必要に応じて自分の望む通りに保障を追加したり内容変更したい”といった消費者の強い要望に対応できることから、欧米市場では既に長い歴史を持ち、多くの市場で個人保険新契約の50%以上のシェアを持つ主力商品として一般化している保険商品です。

マニユライフ生命では、2001年10月に、本格的なユニバーサル型の生命保険「マニユフレックス」を発売、2002年にはこの「マニユフレックス」の機能強化版として「パワーアップバージョン」、「メディカル&ウェルス」、そして法人向けの「キーパーソン・プラン（KPP）」、「エグゼクティブ・プラス・プラン（EPP）」等を次々に発売、さらに本年7月にはユニバーサル型の医療保険「マニユメッド」を新発売し、徹底してユニバーサル型保険ならではの商品特長を強く打ち出してきました。

この結果、新設会社ながら、特長のある商品を開発、販売する会社としての姿勢がお客様に広く受け入れられつつあり、「マニユフレックス」の発売以来わずか23ヶ月で10万件のユニバーサル型保険新契約を販売することができたものです。

記念すべき10万件目のご契約は、神奈川県横浜市在住の斉藤 太利男様（56歳、建設業経営）の「マニユフレックス」新契約でした。

ユニバーサル型保険新契約10万件越えにあたって、マニユライフ生命の代表執行役社長兼CEOのトレバー・マッシュウズは次のように語っています。
「マニユライフが海外市場での長い経験の中で培ってきたユニバーサル型の保険の商品開発ノウハウは、私どもの最大の強みのひとつです。最初にユニバーサル型生命保険商品の『マニユフレックス』の販売を開始して以降2年足らずの間に、商品に改良を加え、新しいバージョンを発売してきました。先月にはユニバーサル型医療保険商品である『マニユメッド』販売も開始、好調な滑り出しを見せています。欧米諸国における発展の歴史同様、日本の個人保険市場においても、今後ユニバーサル型保険商品が主流になっていくものと確信しており、当社はこの将来性のあるマーケットにおいて引き続き主導的な役割を果たしていく考えです。」

マニユライフ生命はカナダに本拠を置くマニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業で世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から、トップクラスの格付けの一つである「AA+」を取得しています（2003年7月現在）。マニユライフ・ファイナンシャルは、100年以上の歴史を誇り、カナダを本拠とし、世界15カ国・地域で事業展開している金融サービスのリーディンググループです。同社職員、エージェンツ及び販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じ、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスをご提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は2003年6月30日現在1,443億カナダドル（約1兆7,630億円）となっています。

マニユライフ・ファイナンシャル社はトロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所、フィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、香港証券取引所では「0945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細はホームページ（www.manulife.com）をご覧ください。
なお、マニユライフ生命のホームページは以下の通りです。（www.manulife.co.jp）

リスク情報について

市場金利によって損失が生じることがあります

主契約の無配当利率感応型 10 年ごと(連生)生存給付保険を「フレックスファンド」といいます。「フレックスファンド」の積立金は市場金利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金が「フレックスファンド」に充当された既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この商品の費用について

「フレックスファンド」の積立金は、予定利率から災害死亡保障に備えるための費用として0.003%および保険契約の維持に必要な費用として予定利率に応じて0.85%～1.15%を差し引いた率を用いて計算します。

主契約を解約される場合、解約手数料がかかることがあります。解約手数料は、この保険の資産の平均利回りなどにより計算され、解約計算基準日(その請求書類が会社の本社に到着した日)の積立金の額につぎの解約手数料率を乗じて得られる金額です。

$$\text{解約手数料率} = \left(\begin{array}{l} \text{解約計算基準日} \\ \text{から次の10年ご} \\ \text{との年単位の契} \\ \text{約応当日までの} \\ \text{残存期間} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{解約計算基準日の属す} \\ \text{る月の前月の予定利率} \\ \text{計算基準日における残} \\ \text{存期間に応じた国債の} \\ \text{利回り} \\ \text{スポットレート} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{その予定利率計} \\ \text{算基準日におけ} \\ \text{るこの保険の資} \\ \text{産の平均利回り} \end{array} \right)$$

解約手数料率がマイナス値になる場合は、解約手数料を0(ゼロ)とします。この解約手数料は、「フレックスファンド」積立金の引き出し(一部解約)の際にも同様にかかります。